

新宿区特別職報酬等審議会条例

昭和 39 年 7 月 18 日

条例第 41 号

(設置)

第 1 条 区長の諮問等に応じ、議員報酬等の額について審議するため、新宿区特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(付議事項)

第 2 条 区長は、区議会議員の議員報酬の額、区長、副区長、新宿区教育委員会教育長及び常勤の新宿区監査委員の給料の額並びに新宿区教育委員会の委員、新宿区選挙管理委員会の委員(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 189 条第 3 項の規定により臨時に当該委員に充てられた補充員を含む。)及び非常勤の新宿区監査委員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬、給料及び報酬の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもつて組織し、その委員は、新宿区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、区長が任命する。

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、区長が招集する。ただし、委員の過半数の者から審議会の招集の請求があつたときは、区長は、審議会を招集しなければならない。

(定足数)

第 6 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 40 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 51 年 9 月 30 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 19 年 3 月 23 日条例第 2 号) 抄

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 10 月 10 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 27 年 3 月 23 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。